高圧ガスを使用する事業者の方へ

Q１　取扱方法を誤ると破裂する？　★保管（貯蔵）の基準について

〖答え〗破裂します。**千葉市内でもボンベの破裂事故は発生しています**ので、保管する際は特に**次の点を守りましょう。**

★周囲（少なくとも２メートル以内）で火気※を使用しないこと。
※ライター、たばこや車のエンジン火花などいわゆる「裸火」を指します。
★直射日光等が当たらない場所で保管し、ボンベの温度が上がらないようにすること。
★ボンベ周囲や上方に物を置かないこと。
★水平な場所で保管し、ボンベが倒れないように固定すること。
★不要な物を置かないこと。
★車の荷台などで保管しないこと。
★古いボンベは購入した高圧ガス販売店に引き取ってもらうこと。
★アセチレンの貯蔵量が 40kg 以上となる場合、事前に消防署へ届出すること。
★液化石油ガスの貯蔵量が 300kg 以上となる場合、事前に消防署へ届出すること。

Q２　溶接で使用する場合に注意することは？　★使用（消費）の基準について

〖答え〗ガスの種類にもよりますが、基本的には次のとおりです。

能力単位の表示場所

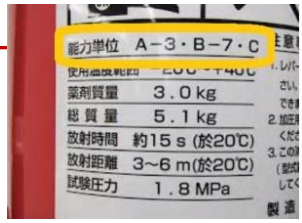

★バルブの開閉は静かに行うこと。
★ボンベ周囲や上方に物を置かないこと。
★水平な場所で保管し、ボンベが倒れないように固定すること。
★風通しの良い場所で使用すること。
★ボンベの温度が上がらないようにすること。
★周囲（少なくとも５メートル※以内）で火気（溶接火花を含む）を使用しないこと。
※保管中に比べて、使用中の方が火災危険が高いため、より厳しい基準となっています。
★消火器を設けること。（例：100 ㎥（1,000ｋｇ）につき、能力単位 B-10 粉末消火器 1 本）
★使用前、使用後を含めて一日３回以上は設備に異常がないか点検すること。
★【液化石油ガス・天然ガス・アセチレン】接続部はホースバンド等で締め付けること。
★【液化石油ガス】ガス検知器の設置及び静電気除去措置を講じること。

千　葉　市　消　防　局

Q３　そのほかに注意することは？

〖答え〗ガスの種類によっては、**販売店からリーフレットが渡されている**と思います。**周知文書**※と呼ばれるもので、**事故の発生防止に必要なことが書かれているもの**ですので、**今一度確認**をお願いします。また、**ガスの漏洩やボンベの紛失、破損等があった場合は、速やかに下記窓口（ガス噴出は１１９番、その他は保安係）へご連絡ください。**

※溶接用のアセチレン、天然ガス、酸素、液化石油ガス等を購入する際に渡される（周知される）もの。

掲載元：（一社）全国高圧ガス溶材組合連合会　注：イメージ図

ご連絡ください！

- ガスが噴出した。※１１９番通報
- ボンベを紛失した、盗まれた。
- ボンベを倒して傷が付いた、変形した。
- レギュレーター等の設備が壊れた。
- ボンベが火に煽られた。

etc…

★古いボンベがある場合は、販売店に引き取ってもらいましょう。

Q４　罰則はあるの？

１．保管（貯蔵）の基準に違反したとき（高圧ガス保安法第 15 条第 1 項）	50 万円以下の罰金
２．使用（消費）の基準に違反したとき（高圧ガス保安法第 24 条の 5）	30 万円以下の罰金

※行為者だけでなく、法人に対しても罰則が適用される場合があります。

リーフレットの内容その他高圧ガスに関するお問い合わせ先

１．申請・届出などの手続きや基準に関すること

窓　口：予防部指導課　保安係
電　話：０４３－２０２－１６７２
夜　間：０４３－２０２－１７１５
E-mail：shido.FPP@city.chiba.lg.jp

指導課ホームページ

←電子申請はこちら

２．その他高圧ガスに関すること

窓　口：予防部予防課査察対策室
電　話：０４３－２０２－１７１６
E-mail：yobo.FPP@city.chiba.lg.jp

予防課ホームページ

千　葉　市　消　防　局